

病気やケガで仕事ができなくなったときに

療養補償共済

所得補償コース

加入資格

- 組合員、従業員およびその家族であること。
- 理容業に従事し、理容業による所得のある方。
- 満15歳以上、満69歳以下の方。

加入日

毎月1日に加入できます。

告知

加入時に医師の診査は不要ですが、健康状態の告知をしていただきます。

※告知内容が事実と相違する場合は給付金をお支払いできない場合があります。告知内容によってはご加入をお断りする場合があります。

契約期間

加入日より1年間です。毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

支払対象外期間

就業不能開始日から**連続4日間**となります。なお、この期間は給付金は支払われません。

支払対象期間

支払対象期間は、就業不能開始日より連続4日間の支払対象外期間が経過した翌日から起算して1年間です。

※1カ月は30日として計算されます。

※平成28年4月1日以降始期契約(契約更新日が、平成28年4月1日以降のご契約)より「通算支払限度期間に関する特約」がセットされました。これにより、この特約をセットした初年度契約および継続加入の契約期間を通算して1,000日までの給付金のお支払いが可能になりました。

※1回の就業不能(1事故)に対する対象期間は従来どおり1年間が限度です。

掛金(月額)

掛捨て

1口あたり月額1,000円

※満15歳～19歳は月額500円です。

※掛金は保険料と制度運営事務費で構成されています。

補償内容

日常生活はもちろん、仕事中からレジャー中まで、国内外を問わず病気やケガで就業不能^(注)になったときの所得を補償します。また、地震や噴火・津波などによるケガで就業不能になった場合も補償します。

(注)就業不能とは、ケガまたは病気をされ、その治療のために入院されていること、または入院されない場合でも医師の治療を受けていることにより、理容業に全く従事できない状態をいいます。(医師の指示による自宅療養を含みます。)

加入口数は、平均月間所得額の範囲内でご加入ください。

給付金額は最高月額30万円までとなります。

①年齢は加入日(契約更新日)における満年齢です。

②他の所得補償保険などに加入(重複保険)している場合、本人の所得を限度に給付金が按分されますので、給付金額(加入口数)を決める際には特にご注意ください。

③ご請求内容によっては、医療調査、医療照会を行う場合があります。

④平均月間所得は就業不能直前1年間の所得をもとに算出しますので、長期にわたる就業不能で給付金をお支払いした場合などは、その後1年以内に再度就業不能となったときの給付金額に影響を与える場合があります。

1口あたりの1ヵ月(30日)の給付金額

満年齢	給付金額	加入限度口数
15歳～19歳	75,000円	4口
20歳～24歳	105,000円	2口
25歳～29歳	91,000円	3口
30歳～34歳	74,000円	4口
35歳～39歳	60,000円	5口
40歳～44歳	48,000円	6口
45歳～49歳	41,000円	7口
50歳～54歳	36,000円	8口
55歳～59歳	33,000円	9口
60歳～64歳	33,000円	9口
65歳～69歳	30,000円	10口
70歳～74歳	18,000円	継続加入のみ
75歳～79歳	12,000円	継続加入のみ

給付金をお支払いできない主な例

- ①故意または重大な過失による病気やケガ
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気やケガ
- ③麻薬、あへん、覚せい剤などの使用に起因する病気やケガ
- ④妊娠、出産、早産または流産およびこれらによる病気やケガ
- ⑤無資格運転、酒気帯び運転中によるケガ
- ⑥戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による病気やケガ
- ⑦むちうち症または腰痛などで、自覚症状のみであり、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧精神障害(うつ病、パニック障害、神経症、神経衰弱、摂食障害、アルコール依存、薬物依存など)
- ⑨加入日前にかかっている病気、およびその病気と原因が同じと判断される病気による就業不能(発病日は、医師の診断に基づき判断します。)
- ⑩検査等による就業不能(人間ドック等) など

●本制度は損保ジャパンの所得補償保険によって運営されています。本パンフレットは所得補償保険の概要説明書です。給付金は保険金と読み替えます。

●ご加入の前に加入申込書の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。

●加入申込書の健康状態告知でおたずねすることについて、故意または重大な過失によって、事実をお知らせいただかなかつたり事実と違うことをお知らせいただいた場合、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。告知義務違反としてご契約が解除された場合、給付金をお支払いする事由が生じていても、給付金をお支払いすることはできません。ただし、「給付金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は給付金をお支払いします。